

令和5年度

監査のあらまし

令和6年3月

福島県監査委員事務局

【監査のあらまし】

目 次

1	監査委員制度	1
2	監査等の種類と根拠法令	2
3	主な監査等の内容と実施状況	
	(1) 財務監査	3
	(2) 行政監査	4
	(3) 財政支援団体等監査	4
	(4) 指定金融機関等の監査	5
	(5) 住民監査請求による監査	5
	(6) 例月出納検査	5
	(7) 決算審査	5
	(8) 基金運用審査	7
	(9) 健全化判断比率審査	7
	(10) 資金不足比率審査	7
	(11) 内部統制評価報告書審査	8
	● 監査事務の流れ	10
	● 監査等の実施期間	11
4	監査結果等の概要	
	(1) 財務監査	
	① 定期監査 普通会計	12
	② 定期監査 企業会計	17
	③ 随時監査	22
	④ 技術監査	22
	(2) 財政支援団体等監査	24
5	行政監査（課題監査）結果等の概要	25
6	住民監査請求の状況	27

1 監査委員制度

監査は、県の行財政が公正で効率的に運営されているかどうかをチェックすることです。監査委員は、地方自治法の規定により知事から独立した執行機関です。個々の監査委員が、単独で職務権限を行使できることから、「独任制」の執行機関といわれます。

＊福島県の監査委員4名（県議会の同意を得て知事によって選任）

県議会議員から選任される委員2名（非常勤）

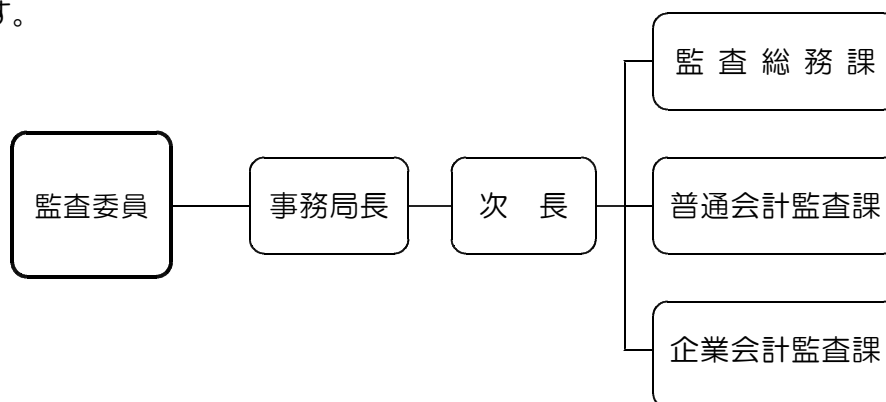
識見を有する者から選任される委員2名（常勤、非常勤）

●福島県監査委員（令和5年度）

区 分	氏 名	就任年月日	任 期
議員選任委員 (非常勤)	やまだ へいしろう 山田 平四郎	令和3年10月 9日 ～令和5年11月19日	議員の任期
	みつ やま き いち 満 山 喜 一	令和5年12月26日～	
議員選任委員 (非常勤)	たか の みつじ 高野 光二	令和3年10月 9日 ～令和5年11月19日	議員の任期
	さん へ まさ えい 三 瓶 正 栄	令和5年12月26日～	
識 見 委 員 (代表監査委員、常勤)	さたけ ひろし 佐 竹 浩	令和2年 4月 1日	4 年
識 見 委 員 (非常勤)	たか はし ひろ かず 高 橋 宏 和	令和2年 7月 8日	4 年

●監査委員事務局

監査委員の補助機関として監査委員事務局が設置され、組織体制は以下のとおりとなっています。



2 監査等の種類と根拠法令

区 分			法 令 根 拠 条 文	
監査	一般監査	財務監査	定期監査	地方自治法第199条第1項、第4項
			随時監査	地方自治法第199条第1項、第5項
			技術監査	地方自治法第199条第1項
		行政監査		地方自治法第199条第2項
		財政支援団体等監査		地方自治法第199条第7項
		指定金融機関等の監査		地方自治法第235条の2第2項 地方公営企業法第27条の2第1項
	特別監査	直接請求に係る監査		地方自治法第75条
		県議会の要求による監査		地方自治法第98条第2項
		長の要求による監査		地方自治法第199条第6項
		住民監査請求による監査		地方自治法第242条
職員の賠償責任に関する監査		地方自治法第243条の2の8第3項 地方公営企業法第34条		
検 査	例 月 出 納 検 査		地方自治法第235条の2第1項	
審 査	決 算 審 査		地方自治法第233条第2項 地方公営企業法第30条第4項	
	基 金 運 用 審 査		地方自治法第241条第5項	
	健 全 化 判 断 比 率 審 査		地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項	
	資 金 不 足 比 率 審 査		地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項	
	内 部 統 制 評 価 報 告 書 審 査		地方自治法第150条第6項	

参 考

※外部監査制度

外部監査制度は、知事が外部の専門的知識を有する第三者（弁護士、公認会計士、税理士など）と契約を結び監査を受ける制度であり、監査制度の一層の充実を図ることを目的に平成11年4月から実施されており、包括外部監査と個別外部監査があります。

（事務は知事部局の総務部職員研修課が担当しています。）

○包括外部監査

包括外部監査は、外部監査人が財務監査の範囲から監査テーマを自ら選定し、年1回以上監査を行うものです。

○個別外部監査

監査委員が行う要求・請求に関する監査（上記の特別監査）について、個別外部監査の請求があった場合に、外部監査人が監査委員に代わって監査を行うものです。

3 主な監査等の内容と実施状況

(1) 財務監査

① 定期監査

県の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的かどうか、また、県が経営する事業の管理が合理的かつ能率的かどうかを主眼として毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて実施する監査です。

普通会計では、160機関に対し監査を実施し、おおむね適正に執行されているものと認められましたが、収入の調定時期や支出の支払時期・契約事務の一部に適正を欠いているものがあり改善を求めました。

また、企業会計では、11機関に対し監査を実施し、おおむね適正に執行されているものと認められましたが、固定資産の管理・経理に適正を欠いているものなどがあり改善を求めました。

●令和5年度定期監査の実施機関数一覧

区 分	本 庁	公 所	計
普通会計	53	107	160
企業会計	3	8	11
合 計	56	115	171

② 随時監査

監査委員が定期監査以外に必要なと認めるとき、随時に行う監査です。

令和5年度は実施していません。

③ 技術監査

県が施工する建設工事に関する業務委託及び建設工事において、定期監査時に併せて行う定期技術監査と、発注前及び施工中の工事等に係る設計図書及び工事の実施状況について監査を行う竣工前技術監査があり、令和5年度は定期技術監査を150件、竣工前技術監査を7件実施し、適正に執行されているものと認められました。

技術監査では、工事の執行に関し、計画、設計、積算が妥当であるか、工事の施工が正確かつ適法に執行されているか監査しています。

(2) 行政監査

財務に関する事務の執行及び県が経営する事業の管理に関する監査以外に、監査委員が必要があると認めた県の事務の執行について、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から次のような視点に立って実施される監査です。

- ①法令等に従って適正に行われているか。
- ②県民の福祉の増進に寄与し最少の経費で最大の効果をあげているか。
- ③組織及び運営の合理化に努め、規模の適正化が図られているか。

監査の方法は、毎年課題を設けて行う課題監査と、定期監査時に併せて行う一般監査とに区分されますが、本県では課題監査方式で実施しています。

令和5年度の行政監査は、「新産業の創出・振興に係る事業成果の検証」をテーマとして、30の県所管課室・公益法人等を対象に課題監査を実施しました。

監査の結果、豊かさの指標である県内総生産額、製造品出荷額等を引き上げ、産業が盛んで働きたい場所がある豊かな福島県を実現するためにも、戦略的な産業振興施策に努められたい、といった意見などが出されました。

(3) 財政支援団体等監査

県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政支援を行っているもの、4分の1以上出資しているもの、借入金の元金又は利子の支払保証をしているもののお納、その他の事務の執行で当該財政支援に係るものに対する監査及び県が公の施設の管理を行わせているものなどに対する監査です。

当該財政支援等に係る事務・事業が計画的、適正かつ効率的に運営・実施されているか、財政支援等による成果を上げているかを主眼として実施しています。

監査の結果、一部の団体に対し、費用の算出や、契約の履行確認が適切でないものなどについて指導し、事務手続の適正化などの改善を求めました。

●令和5年度財政支援団体等監査の実施状況

令和4会計年度対象	実施機関類別と実施数				
	公立大学	出資団体	補助等団体	指定管理	合計
令和5年9月～令和6年2月	2	9	20	3	34

(4) 指定金融機関等の監査

福島県指定金融機関等の公金の収納、支払等の事務処理が、法令の規定及び指定契約の約定のとおり行われているかどうかを主眼として、必要があると認めるときに実施します。

令和5年度において、会計管理者が指定金融機関等検査を実施した結果、「全体としてはおおむね適正に執行されているものと認められた」との報告があったため、同年度の監査は実施していません。

(5) 住民監査請求による監査

県民が、県の執行機関又は職員について、違法又は不当な財務会計上の行為があると認めるとき、これを証する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を請求できる制度です。

令和5年度は5件の住民監査請求があり、「却下」とした1件を除く4件のうち、1件は「取下」となり、監査を実施した3件は「棄却」としました。

(6) 例月出納検査

県の現金の出納について毎月例日を定めて監査委員がこれを検査するもので、監査委員全員による検査は四半期ごとに、他の月は代表監査委員が原則として毎月検査を実施します。

監査委員は、会計管理者、公営企業管理者等から提出された例月出納検査調書について、現金及び預金の月末残高が金融機関の証明と符合し正確であるか、また、計数は関係帳簿と符合し正確であるか等に着眼し、検査を実施しています。

令和5年度の毎月の検査において、現金の出納事務は適正に行われ正確であると認められました。

(7) 決算審査

知事からの審査依頼により、毎会計年度、決算及びその証書類その他政令で定める書類を審査するものです。

監査委員は、決算書その他の関係諸表に基づく計数を確認するとともに、予算が

具体的な『成果の創出』と『成果の見える化』につながるよう効果的・効率的・合理的に執行されたかどうかなどに着眼し、決算審査を実施しています。

① 一般会計及び特別会計

令和4年度決算審査においては、決算に係る計数が関係諸帳簿等の計数と符合しており正確であることを確認し、予算の執行等も、おおむね適正に執行されたものと認められました。

また、令和4年度一般会計及び特別会計決算審査の中で、現在、本県行政を取り巻く様々な状況を十分に踏まえ、次の意見を付しました。

- ・ 意見1－(1)～(3)：福島の「復興再生」と「地域創生」を、より結果にこだわる段階に移行させる必要があること。
- ・ 意見2：財務事務等の適正化を進める必要があること。
- ・ 意見3：予算の執行の適正化に取り組んでいく必要があること。

② 公営企業会計

各公営企業会計においても、事業の経営に当たり、引き続き経済性を発揮して経営改善等に取り組む必要があることから、主に次の意見を付しました。

- ・ 流域下水道事業：安定的・持続的な事業経営が求められる中、計画に基づいた広域化・共同化や接続率向上による収益確保など、経営の効率化に努めるとともに、人口減少等に伴う収益の減少が見込まれるため、将来の事業経営のあり方を検討すること。
- ・ 工業用水道事業：中長期計画に基づいた老朽施設の改築など、今後も多額の資金需要が見込まれるため、更なる経営の合理化・効率化の推進により、経営の健全化に努めるとともに、リスク管理を徹底し、安定的な工業用水の管理に努めること。
- ・ 地域開発事業：一般会計から繰り入れた負担金を財源として、企業債の償還を計画的に行うとともに、利子負担の軽減を図るなど、累積欠損金の着実な解消に努めること。
- ・ 県立病院事業：ふくしま県立病院事業改革プランの実現に向けて、県立病院に求められる政策医療の役割を果たしつつ、病院経営の効率化に総合的に取り組むとともに、未利用財産の売却等による経営基盤の強化や医業未収金の回収に努めること。

(8) 基金運用審査

知事からの審査依頼により、毎年度、次の5つの定額運用基金の運用状況について審査するものです。

- ①福島県市町村振興基金
- ②福島県土地取得基金
- ③福島県難視聴地域解消基金
- ④福島県企業立地資金貸付基金
- ⑤福島県美術品等取得基金

監査委員は、決算書その他の関係諸表に基づく計数を確認するとともに、基金の運用が設置目的に沿って適正かつ効率的に行われたかどうかを主眼として審査を実施しています。

令和4年度の基金運用状況審査において、各基金は適正に運用されているものと認められました。

(9) 健全化判断比率審査

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を確認して、健全化判断比率が適正に算定されているかを審査するものです。

令和4年度に係る健全化判断比率は適正に算定されているものと認められるとともに、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため該当する比率はなく、実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれも早期健全化基準を下回っており、財政収支が不均衡な状況又はその他の財政状況が悪化した状況とは認められませんでした。

(10) 資金不足比率審査

地方公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書その他の関係書類に基づいてその計数を確認するとともに、資金不足比率が適正であるかどうかを審査するものです。

令和4年度に係る資金不足比率は、適正に算定されているものと認められ、資金不足を生じた公営企業はありませんでした。

(11) 内部統制評価報告書審査

人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、地方自治法が改正され、令和2年度から内部統制制度が導入されました。

監査委員は、知事からの審査依頼により、毎年度、福島県内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続きに沿って適切に実施されているか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを審査するものです。令和4年度福島県内部統制評価報告書については、審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められました。

なお、評価報告書では、次の1件について「運用上の重大な不備」が認められましたが、直ちに再発防止策を講じ、是正されたとしています。

(入札事務における設計金額の漏洩)

また、内部統制の推進に向けて大きく4つの意見を付しました。

意見1：内部統制の「運用上の重大な不備」とされた県発注の入札事務における設計金額を漏洩した事案については、入札制度等監視委員会の提言を踏まえた再発防止策の徹底に、全庁を挙げて取り組むとともに、状況変化に応じた適時・適切な対応を図る必要がある。

意見2：財務事務の更なる適正化を進め、重大な不備の発生を未然に防止する必要がある。

2-1：固定資産の維持管理・処分については、関係規定に基づき適正に行う必要がある。

2-2：過去に監査等で指摘された内容と同様の不適正な会計処理を繰り返さないよう、再発防止の徹底を図る必要がある。

意見3：執行機関及び出納機関の業務の効率化を図り、内部統制の実効性を高めていく必要がある。

意見4：変革の土壌となる組織風土づくりを進める必要がある。

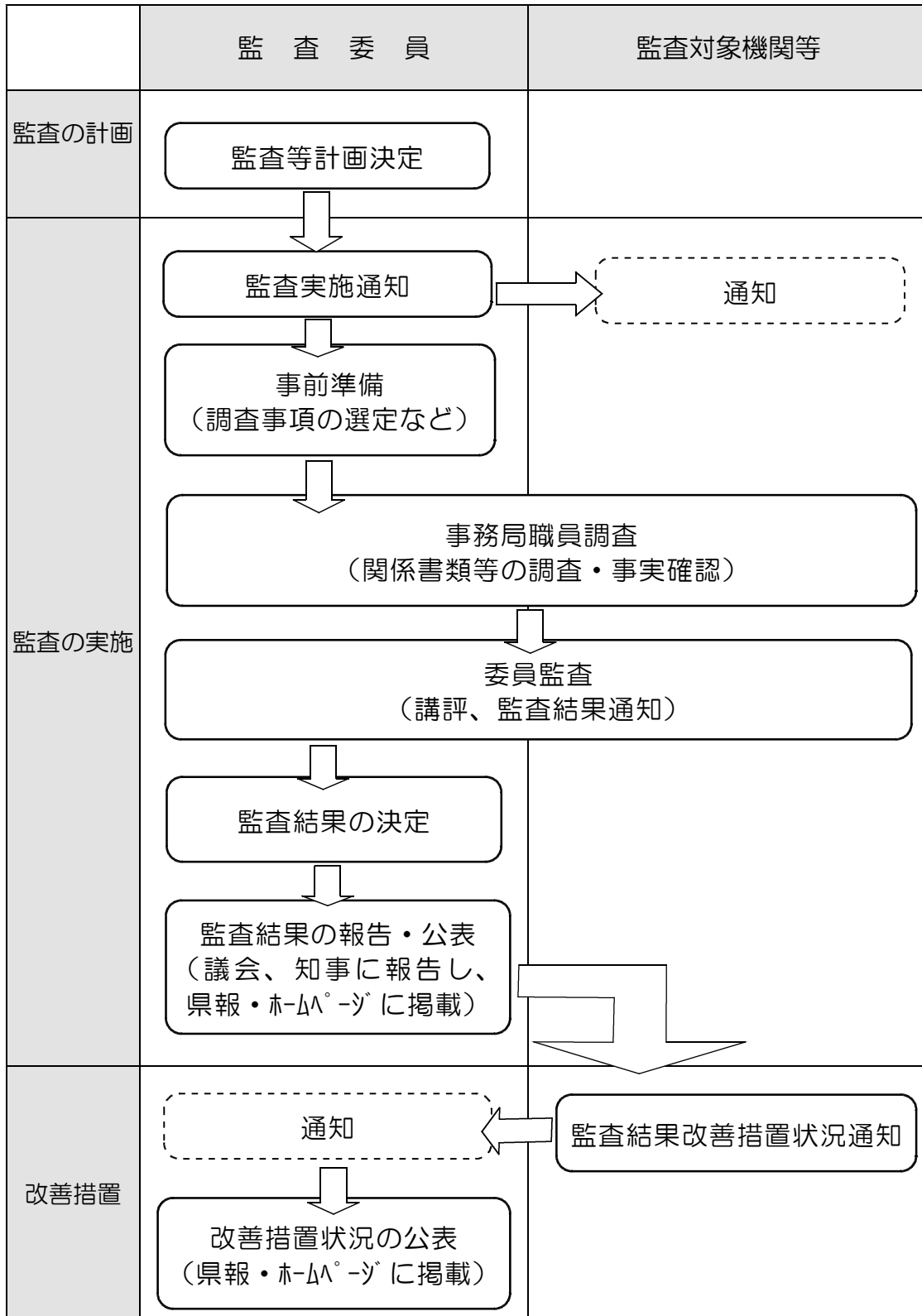
●令和5年度の各審査の実施状況

審査に付された決算、指標など	審査請求日	意見書提出日
令和4年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査	令和5年7月25日	令和5年8月25日
令和4年度基金運用審査	令和5年7月25日	令和5年8月25日
令和4年度公営企業決算	令和5年7月25日	令和5年8月25日
令和4年度健全化判断比率審査及び資金不足比率審査	令和5年7月27日	令和5年8月25日
令和4年度内部統制評価報告書審査	令和5年7月25日	令和5年8月25日

※決算審査の結果、健全化判断比率等に対する審査の結果及び内部統制評価報告書審査の結果は、福島県監査委員事務局のホームページをご覧ください。

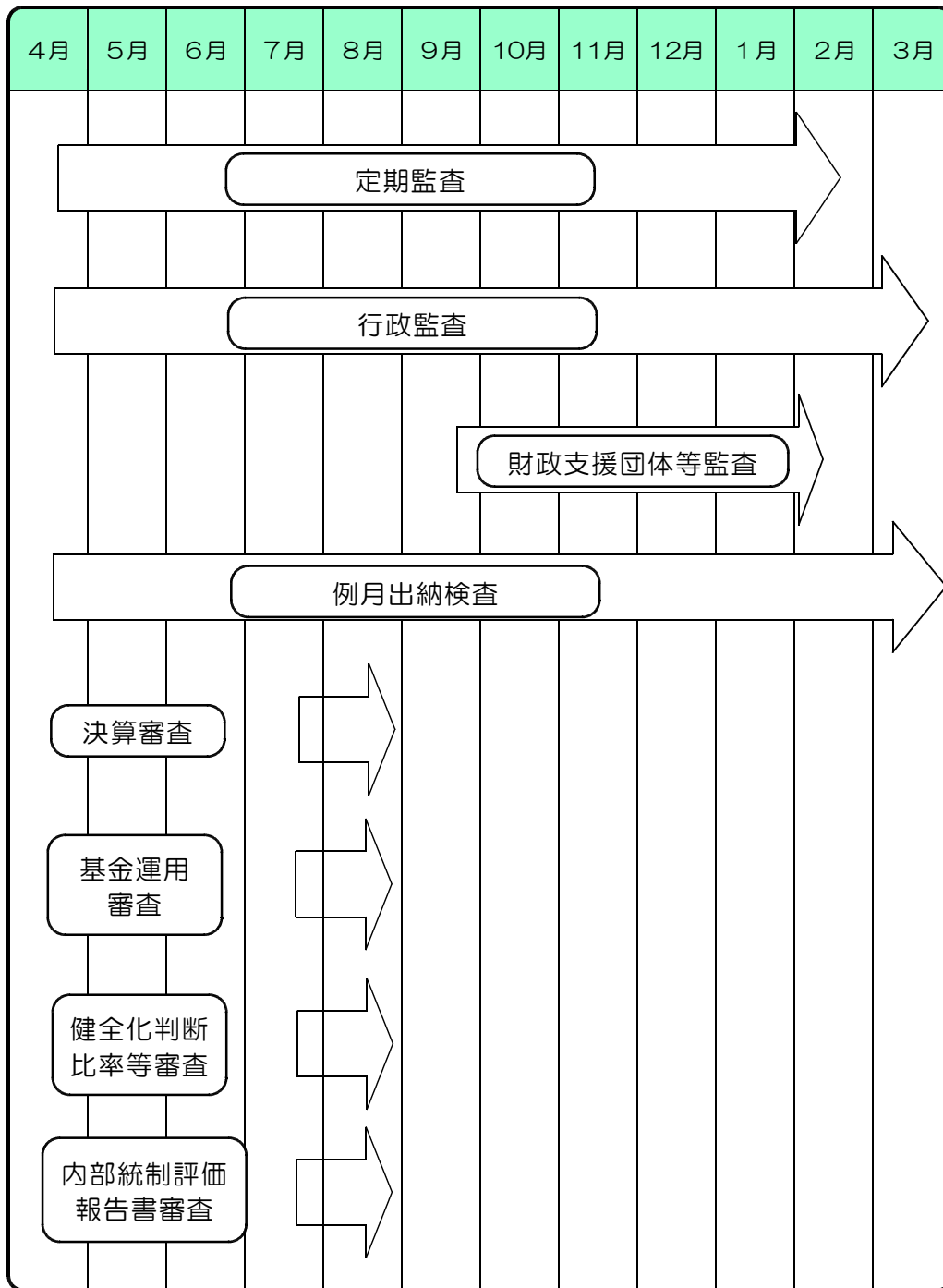
ホームページURL <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/63010a/>

● 監査事務の流れ



※監査結果及び措置状況の内容は、福島県監査委員事務局のホームページをご覧ください。ホームページ URL <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/63010a/>

●監査等の実施期間



4 監査結果等の概要

監査は、合規性及び正確性の観点に加え、経済性（Economy）、効率性（Efficiency）及び有効性（Effectiveness）の観点（3E監査）から実施しています。

(1) 財務監査

① 定期監査 普通会計

監査の結果、指摘等となったものを分類すると次のとおりです。

事 項	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
1 歳 入	12	17	10
(1) 調定期が遅延しているもの	5	7	6
(2) 過調定又は不足調定となっているもの	2	1	3
(3) 収入未済のもの又は収入の時期が遅延しているもの			
(4) その他収入事務が適切でないもの	5	9	1
2 歳 出	15	25	35
(1) 支出負担行為が遅延しているもの		1	
(2) 支出事務について			
ア 過払又は不足払となっているもの	2	1	5
イ 支出時期が遅延しているもの	7	18	24
ウ その他支出事務が適切でないもの	6	5	6
3 契約	8	8	6
(1) 委託料などの積算が適切でないもの			
(2) 契約の時期が遅延しているもの			
(3) 履行の確認が適切でないもの			
(4) その他契約事務が適切でないもの	8	8	6
4 工事	3	1	2
(1) 工事の設計積算又は施工管理が適切でないもの	2	1	2
(2) 履行確認（検査）が適切でないもの	1		
5 補助事業について	2	2	
(1) 事業計画の審査又は実績確認が適切でないもの			
(2) 補助事業者等に対する指導が適切でないもの			
(3) その他補助事業事務が適切でないもの	2	2	
6 財 産	2	4	2
(1) 財産管理事務が適切でないもの	1	2	
(2) 物品の管理が適切でないもの	1	2	2
7 その他	8	4	7
合 計	50	61	62

○ 3E（経済性、効率性及び有効性）区分別整理表

監査の結果、指摘等となったものを3E（経済性、効率性及び有効性）の観点から分類すると次のとおりです。

区分	事項	指 摘 内 容 等	件数
経済性	歳 出	支払遅延	8
	歳 出	期末手当の支給漏れ	1
	歳 出	超過勤務手当の支給漏れ	1
	契 約	入札事務の不適正	4
	契 約	契約手続の不適正	5
計			19
効率性	歳 出	支払遅延	8
	物 品	物品の処分、売払代金の調定の不適正	1
計			9
有効性	事 務	公文書管理の不適正	1
	事 務	許認可事務の不適正	1
計			2
合 計			30

注：「指摘基準別件数」を3E区分により分類しているため、該当しない指摘等もあります。

○ 主な指摘・指導事項（原因別）

- ・ 担当者任せ、組織的なチェック不足、財務事務等に関する知識・理解不足

<概要>

研修事業及び訓練事業に係る講師への報償費及び旅費の支払いについて、研修及び訓練終了後に速やかに支払うべきところ、事務手続きに時間を要したため、5か月以上遅延して支払いしていた。また、当該支出の一部において所得税の源泉徴収を行うべきところ、源泉徴収を行わず支出していた。

<改善状況報告の内容>

① 原因

- ・ 複数名による支出事務の進捗管理を行う体制を行っていなかった。
- ・ 講師からの支払いに必要な書類の提出方法などについて検討が不足していた。
- ・ 所得税の源泉徴収に関する知識が不足していた。

② 対応状況

- ・ 複数の債権者への支払いが生じる業務については、担当者が支出状況の一覧表を作成し、上席者と共有するとともに、支出命令書の起案の都度、それぞれが進捗状況の確認を行うこととした。
- ・ 支払いに必要な書類の提出について、研修実施日に持参するなど、支出事務が速やかに完了するよう事務手続きの見直しを行った。
- ・ 所得税の源泉徴収に関する適正な事務処理について、所属内へ周知を行った。

- ・ 確認不足・思い込み

<概要>

技術管理課が所管する「土木設計積算システム」の計算プログラムの誤りにより、県北建設事務所発注の道路区画線工事の入札において、設計額が正しく算出されないまま入札事務を行ったため、本来発注すべきであった業者と異なる業者と契約したものがあつた。

<改善状況報告の内容>

① 原因

- ・ システム管理会社が、過年度（令和3年度）のプログラム作成時に、小数点以下の単価があるときの計算方法を、誤って整数のみとしてプログラムを作成していた。
- ・ 県は、使用する単価に整数だけでなく小数点以下も存在し得るにも関わらず、整数のみに対応した誤ったプログラムに気づかず、納品させてしまった。

② 対応状況

- ・ 設計積算システムの基準データ改正業務委託に対する事務について、担当者は、新たなチェックリストにより確認することとした。
- ・ 管理職員（課長・主幹）と主任主査は、毎月の単価改定時に、担当者の確認内容を審査することとした。

- 前例踏襲、財務事務等に関する知識・理解不足

<概要>

警備業務委託契約において、予定価格が100万円を超えるため一般競争入札を行うべきところ、随意契約により締結している。

<改善状況報告の内容>

① 原因

- 令和3年度の警備業務委託については、予定価格が100万円未満であり、随意契約で行っていたことから、令和4年度の契約事務を実施する際に、令和3年度の契約方法をそのまま踏襲してしまい、入札方法について検討していなかった。

② 対応状況

- 担当者は、契約案件ごとに予定価格の金額を確認し、入札方法が適切か確認のうえ、入札等業務を行うこととした。
- 管理職員は、担当者より見積徴収伺い等が回ってきた段階で、予定価格の金額を確認し、入札方法が適切か確認することとした。

【事務処理誤り防止のポイント】

令和5年度の定期監査の検証内容について分析したところ、次の点が財務事務上のミスの発生要因として多い傾向にある。

- ①管理職と担当間でスケジュールの共有、ホウ・レン・ソウによる進捗管理が行われず、また、ミスを言い出しにくい環境にあるとき。
- ②担当者任せとなり、管理職も含め組織としてチェックできていない。
- ③新しく担当した業務にかかる知識・理解不足のため、安易に前例踏襲したとき。

そのため、定期監査等を通して、次のとおり周知した。

- 内部統制が有効に機能することで、上記のミスは減らせること。
- 内部統制の推進には、一人ひとりの『主体的な取組』＝「自分事」が重要であること。
- 内部統制を機能させるためには、管理職員の動きが要であることから、職員とのコミュニケーションを図り、安心して仕事ができる環境づくりに努めること。



また、複数の所属で次のような事案が確認されたため、特に注意すること。

- ① 会計年度任用職員等への報酬等の支払遅延
- ② 時間外運転時間の超過勤務手当の不足支給（庶務システムの申請誤り含む）
- ③ 早朝出発・夜間帰着の入力漏れによる旅費の不足支給

② 定期監査 企業会計

【土木部（流域下水道事業）】

監査の結果、指摘等となったものを分類すると次のとおりです。

事 項	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
1 経営管理関係			
(1) 経営運営が適切でないもの	0	1	0
(2) 会計経理が適切でないもの	2	1	2
2 収益関係			
(1) 調定時期又は収入時期が遅延しているもの	0	0	1
(2) その他収入事務手続きが適切でないもの	0	1	0
3 費用関係	0	0	0
4 契約関係	0	0	0
5 資産・負債・資本関係			
(1) 固定資産の管理・経理が適切でないもの	0	0	2
(2) 資本の管理・経理が適切でないもの	1	0	0
6 その他	0	0	0
合 計	3	3	5

○ 3E（経済性、効率性及び有効性）区分別件数 0件

※ 流域下水道事業は令和2年4月1日に公営企業会計に移行

主な指摘事項

○土木部 ～ 経営管理（市町村負担金等収入の会計処理に適正を欠いているもの）

〈概 要〉

放射性物質を含む脱水汚泥の処分費用の財源として受け入れた市町村負担金等から、処分費用を差し引いた特別利益剰余分については、令和5年度以降の特別損失に充当するため、前受金に整理すべきところ営業収益に計上している。

〈改善状況報告の内容〉

- 1 特別利益剰余分については、令和5年度以降の特別損失に充当することとし、年度内に必要な会計処理を行う。
- 2 決算事務マニュアルに必要な確認事項を追加するほか、研修等により、適正な決算事務を執行できるよう体制を整備する。

【企業局】

監査の結果、指摘等となったものを分類すると次のとおりです。

事 項	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
1 経営管理関係	0	0	0
2 収益関係	0	0	0
3 費用関係			
(1) その他支払事務手続が適切でないもの	0	0	1
4 契約関係	0	0	0
5 資産・負債・資本関係			
(1) 固定資産の管理・経理が適切でないもの	1	0	0
6 その他	0	1	0
合 計	1	1	1

○ 3E（経済性、効率性及び有効性）区分別件数 ○ 件

主な指摘事項

○企業局～資産・負債・資本（固定資産台帳等諸帳簿の整備に適正を欠いているもの）

〈概 要〉

固定資産について、総勘定元帳の減価償却残高と固定資産台帳の金額が一致していないものがある。

〈改善状況報告の内容〉

- 1 固定資産台帳と勘定残高を突合・確認し、修正を行う。
- 2 事務処理手順のマニュアルを作成、研修を実施するなど再発防止を図る。

【病院局】

監査の結果、指摘等となったものを分類すると次のとおりです。

事 項	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
1 経営管理関係 (1) 会計経理が適切でないもの	0	4	1
2 収益関係 (1) 調定時期又は収入時期が遅延しているもの (2) 過調定又は不足調定となっているもの (3) その他収入事務手続きが適切でないもの	0 3 0	0 0 0	1 0 0
3 費用関係 (1) 費用の計上が過計上又は不足計上となっているもの	1	2	2
4 契約関係 (1) 契約締結の事務手続きが適切でないもの	2	0	0
5 資産・負債・資本関係 (1) 固定資産・負債の管理・経理が適切でないもの (2) 流動資産・負債の管理・経理が適切でないもの	4 2	1 2	1 1
6 その他	4	0	0
合 計	16	9	6

○ 3E（経済性、効率性及び有効性）区分別件数 1件

主な指摘事項

○病院局～資産・負債・資本（固定資産の維持管理及び処分に適正を欠いているもの）

〈概 要〉

固定資産については、常に現況を把握し、その増減異動を台帳に整理すべきであるが、これを適正に行っていなかった。

令和4年度に台帳に登録されている器械備品の現物確認を行ったところ、確認できないものがあり、特別損失を計上している。

〈改善状況報告の内容〉

固定資産については、現況を常に把握し、増減異動を台帳を整理するとともに、定期的な現物確認を行うなど適正な管理を徹底する。

○ 重点検証事項と検証結果

定期監査（企業会計）に当たっては、県の各機関が直面している時々の情勢などを踏まえ、特に慎重かつ詳細な検証を要すると考えられるテーマを毎年監査の重点検証項目に設定し、通常監査に併せて実施することで、監査の実効性を高めています。重点事項と検証内容は以下のとおりです。

① 流域下水道事業会計（土木部）

1 テーマ	固定資産に係る会計処理について
2 対象機関等	土木部本庁（流域下水道事業会計）、2流域下水道建設事務（県北、県中）
3 主な検証事項	(1) 固定資産取得・処分時の会計処理 (2) 減価償却事務
4 検証確認事項等	(1) 固定資産の取得・処分に係る会計処理、固定資産台帳の登録・除却事務については、固定資産の振替伝票の作成誤りにより総勘定元帳の固定資産残高が過大に計上されているものがあったものの、おおむね適正に実施されている。 (2) 決算整理における減価償却事務については、おおむね適正に実施されている。
5 検証結果	おおむね適正と認められたが、4(1)を指摘事項とした。これは職員が公営企業会計に関する知識が十分でなかったために伝票処理を誤ったことが主な要因であった。 よって、一部改善を要する事項については、その是正状況を次回の監査において検証するとともに、引き続き、固定資産に係る会計処理について、確認を行っていく。

② 工業用水道事業（企業局）

1 テーマ	固定資産の管理等について
2 対象機関	企業局本局、企業局いわき事業所
3 主な検証事項	(1) 固定資産の把握・管理事務 (2) 設備の維持管理、更新・修繕事務
4 検証確認事項等	(1) 固定資産の把握・管理については、総勘定元帳と固定資産台帳の減価償却残高に一致しないものがあったものの、おおむね適正に実施されている。 (2) 設備の維持管理・更新・修繕については、「工業用水道中長期計画」に基づき、計画的に行われている。
5 検証結果	おおむね適正と認められたが、4(1)を指摘事項とした。これは、勘定システムへの入力漏れや入力誤りがあったことが主な要因であった。

	<p>よって、一部改善を要する事項については、その是正状況を次回の監査において検証するとともに、引き続き、固定資産の管理等について、確認を行っていく。</p>
--	---

③ 県立病院事業会計（病院局）

1 テーマ	たな卸資産の管理等について
2 対象機関	病院局本局、5県立病院（ふくしま医療センターこころの杜、宮下病院、南会津病院、大野病院、ふたば医療センター）
3 主な検証事項	(1) たな卸資産の会計処理 (2) たな卸資産の有効活用や管理等
4 検証確認事項等	(1) たな卸資産の購入、受入・払出、管理替え等の会計処理については、たな卸資産出納簿の残高と総勘定元帳の残高が一致しないものがあったものの、おおむね適正に実施されている。 (2) たな卸資産の有効活用や使用効率改善の取組等は、薬品管理システムによる出納の管理や、薬品等の一括調達契約等による調達コストの削減、後発医薬品の採用・切替を促進することによる費用の削減に取り組んでいる。
5 検証結果	<p>おおむね適正と認められたが、4(1)を指摘事項とした。これは、前回監査で同様の指導を受けたにも関わらず、その内容が病院内で正確に理解・共有されなかったことが主な要因であった。</p> <p>よって、一部改善を要する事項については、その是正状況を次回の監査において検証するとともに、引き続き、たな卸資産の適正な管理等について、確認を行っていく。</p>

③ 随時監査

随時監査の結果、指摘等となったものを分類すると次のとおりです。

事 項	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
1 経営管理関係	0	1	0
(1) 経営運営が適切でないもの	0	1	0
合 計	0	1	0

平成24会計年度以降、令和3会計年度まで対象監査はありません。

④ 技術監査

発注前及び施工中の建築工事等や建築設計を対象とする技術監査の実施状況は以下のとおりです。

対象機関及び工事等名	工事概要	監査結果
農林水産部 畜研乳牛施設整備工事	乳牛舎等の新築工事 鉄骨造平屋建て 4棟 延床面積 2,517㎡	おおむね適正
県北建設事務所 道路橋りょう改良(改良)工事(橋 梁下部)	県道平松梁川線 塩野川橋工区 橋梁下部工 N=2基	おおむね適正
いわき建設事務所 道路橋りょう整備(再復)工事(橋 梁上部)	いわき上三坂小野線 小名浜道路(仮)8号橋 橋梁上部工 L=45m	おおむね適正
会津農林高等学校 会津農林高校木工室改築工事	木工室の新築工事 木造平屋建て 延床面積 142㎡	おおむね適正
南会津高等学校 南会津高校環境科学室新築等工事	環境科学室の新築工事 木造平屋建て 延床面積 193㎡	おおむね適正
西郷支援学校 西郷支援学校大規模改造工事設計 業務委託	校舎改修に関する設計 RC造平屋建て 延床面積 2,302㎡	おおむね適正
警察本部 いわき東警察署大規模改修工事	庁舎大規模改修工事 RC造3階建て 延床面積 2,261㎡	おおむね適正

技術監査の結果、指摘等となったものを分類すると次のとおりです。

事 項	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
2 歳出関係	0	0	0
(5) 工事の設計積算又は施工管理が適切でないもの	0	0	0
合 計	0	0	0

(2) 財政支援団体等監査

監査の結果、指摘等となったものを分類すると次のとおりです。

事 項	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
1 事務（事業執行に適切でないものがある）	0	3	0
2 収入（収益）関係			
(1) 計上時期、算出等が適切でないもの	0	3	1
(2) その他収入事務手続が適切でないもの	0	0	1
3 支出（費用）関係			
(1) 支出の計上が過計上又は不足計上となっているもの	2	1	0
(2) 支出の時期が遅延しているもの	1	1	0
(3) その他支払事務が適切でないもの	1	0	4
4 補助・契約関係			
(1) 補助・委託契約等の成果確認が適切でないもの	2	0	0
5 財産関係			
(1) その他財産の管理が適切でないもの	0	0	1
6 その他	1	0	0
合 計	7	8	7

主な指摘等事項

○費用関係～指摘（費用の算出に著しく適正を欠いているもの）

〈概 要〉

助成事業の経費返還手続に際し、額を誤って算定し、過大に返納している。

〈改善状況報告の内容〉

助成事業のマニュアル・手引き等を十分に確認するとともに、複数人によるチェックを行う。

また、特殊な事例については、所属内での共有化を徹底する。

5 行政監査(課題監査)結果等の概要

行政監査は、特定の事務や事業について、毎年、特定のテーマを決めて実施している監査です。

令和5年度は、「新産業の創出・振興に係る事業成果の検証」をテーマとして実施しました。

詳細は、監査委員事務局のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/63010a/teikikansa-igai.html>

1 テーマ	新産業の創出・振興に係る事業成果の検証について
2 目的	<p>定期監査等においては、財務に関する事務の執行及び県の経営に係る事業の管理について監査するが、行政監査においては、それ以外の一般行政事務について、必要に応じて監査するものである（地方自治法第199条第2項の規定を根拠に、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から実施）。</p> <p>「社会経済情勢の変化に対応しているか」、「県民の関心が高いものか」、「複数の機関を横断的に監査する必要のある事務事業か」などの観点から、他の都道府県における実施状況等を踏まえ、複数の候補からテーマ案を絞り込み、監査委員協議会において決定している。</p> <p>令和5年度にあっては、令和4年4月からスタートした新しい総合計画の具体化に向け、「復興・再生」及び「地方創生」を新しい段階に移行させていくための事業の進捗状況について点検を行うこととし、本テーマを選定した。</p>
3 対象機関	対象課室等：30（23課室、7公益法人等）
4 主な着眼点	<p>(1) 目標として設定した指標の進行管理、PDCAサイクルは適切か</p> <p>(2) 新産業の創出・振興に係る事業費は適正に執行されているか</p> <p>(3) 新産業の創出・振興の状況や特色、参入企業の相談対応・支援状況は適切か。</p> <p>(4) 新産業の創出・振興に係る産学官連携の在り方は適切か</p>

○監査結果

1 監査結果	<p>各課題に対する適切な方針と効果的な実施が確認された。</p> <p>目標達成への着実な進捗と適切な課題解決に向けた体制が整備され、産業の持続的な成長と地域経済の発展に寄与する取組が行われているものと認められた。</p>
2 課題に対して検討改善を要する監査委員意見	<p>検討改善を要する監査委員意見のうち、主なものは次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none">1 豊かさの指標である県内総生産額、製造品出荷額等を引き上げ、産業が盛んで働きたい場所がある豊かな福島県を実現するためにも、戦略的な産業振興施策に努められたい。2 目標として設定した成果指標の実現に向けて、具体的な取組内容の数値化、見える化を促進し、結果を常に意識しながら、各種施策に努められたい。3 カーボンニュートラルを経済成長の制約やコストと捉えるのではなく、省エネ施策を社会的課題の解決を通じた新たな社会的価値を創造する成長の機会や新たなビジネスチャンスと捉えて産業振興施策に取り組みたい。 <p>また、民間活力を通じた脱炭素化、経済の活性化が図られるようESG債の活用や環境価値取引の促進に努められたい。</p> <ol style="list-style-type: none">4 地域経済を支える産業の活性化に当たっては、地域特性を活かした伝統産業や既存産業の振興とともに、再生可能エネルギー、医療関連などの新たな産業の振興、集積を図り、産業の担い手育成が喫緊の地域課題であると言える。 <p>地方振興局においては、総合計画に定める地域別主要施策の進行管理と併せ、地域課題の解決に向けて、本庁機関、管内企業及び関係団体との連携や情報共有、意見交換などに努められたい。</p>

6 住民監査請求の状況

令和5年度は5件の住民監査請求があり、「却下」とした1件を除く4件のうち、1件は「取下」となり、監査を実施した3件は「棄却」としました。

住民監査請求の制度概要は、以下のとおりです。

《参考》住民監査請求

住民監査請求は、地方公共団体の住民が、当該団体の長等の職員について違法又は不当な「財務会計上の行為」があると認めるとき、これを証明する書類を添えて監査委員に対して監査を求め、損害等を補てんするために必要な措置を請求できる制度です。

監査請求 できるもの

- ① 公金の支出
- ② 財産の取得、管理、処分
- ③ 契約の締結、履行
- ④ 債務その他の義務の負担
- ⑤ 公金の賦課、徴収を怠る事実
- ⑥ 財産の管理を怠る事実

監査請求 できる期間

原則、上記行為のあった日又は終わった日から1年です。

監査請求 できる要件

〈形式要件〉

- ① 違法・不当な行為を行った者が分かる記載となっていること
- ② 請求人が福島県民であること
- ③ 違法・不当な事実を証明する書類が添付されていること
- ④ 請求期間内であること

〈内容要件〉

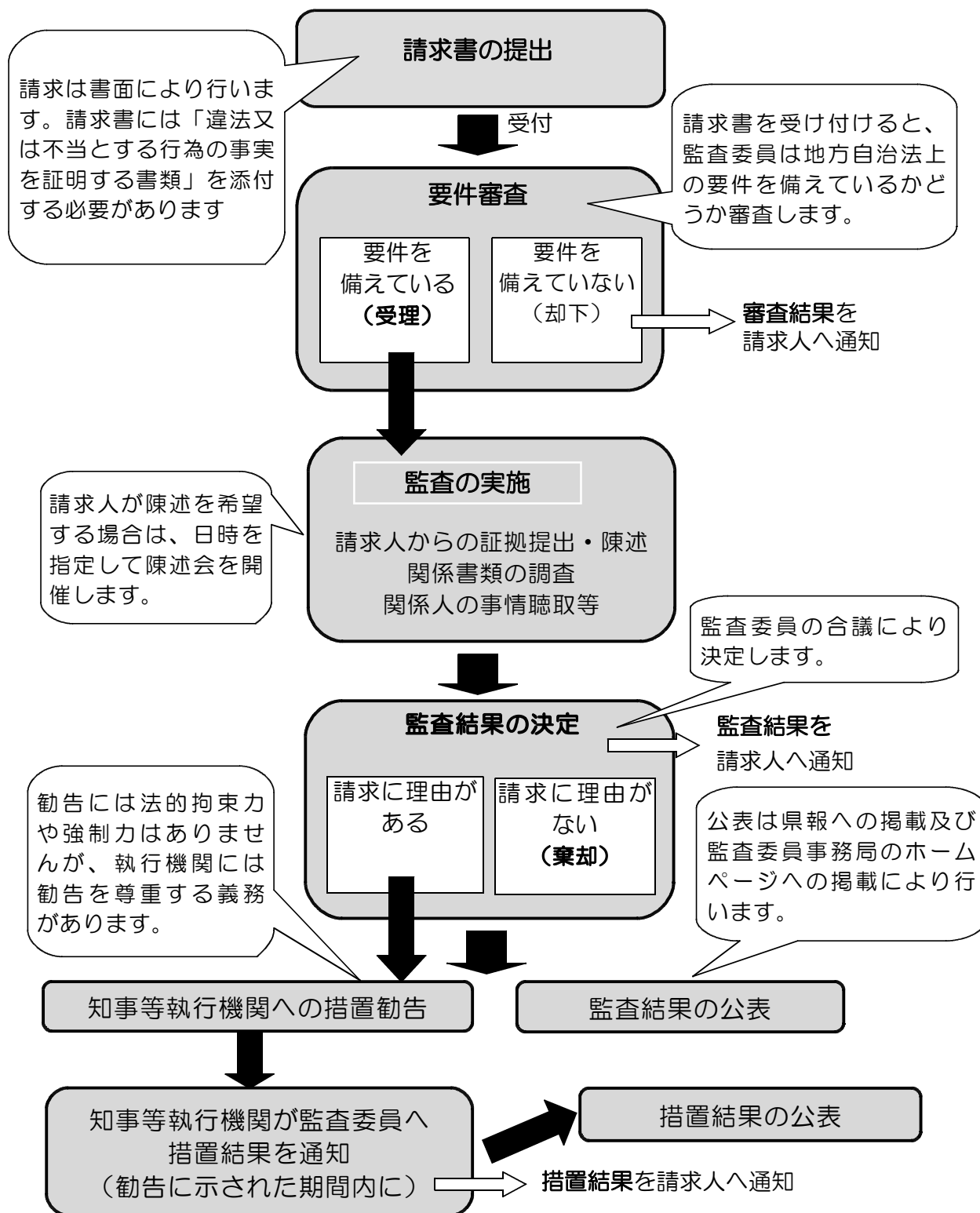
- ① 県の財務会計上の行為であること
- ② 違法・不当とする事実又は理由の記載があること
- ③ 行為の結果として損害又はそのおそれがあること
- ④ 措置要求内容の記載があること

監査結果

○監査結果は、請求があった日から60日以内に決定し公表しなければならないと定められています。

○監査結果に不服がある場合は、裁判所に対して「住民訴訟」を提起することができます。

■ 住民監査請求の主な流れ



※ 住民監査請求に関する手続等の詳細は、監査委員事務局のホームページをご覧ください。
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/206825.pdf>

課 名	業 務 内 容
【監査総務課】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査、検査及び審査(以下「監査等」という。)の実施についての基本方針及び計画に関すること。 ・ 監査等の結果の報告及び公表並びに意見の提出に関すること。 ・ 請求監査及び要求監査に関すること。 ・ 職員の賠償責任の監査に関すること。 ・ 事務局内の庶務、人事、予算及び経理に関すること。
【普通会計監査課】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通会計の定期監査及び随時監査の総括並びに決算審査に関すること。 ・ 健全化判断比率の審査に関すること。 ・ 普通会計の例月出納検査に関すること。 ・ 基金の運用状況の審査に関すること。 ・ 内部統制評価報告書の審査に関すること。 ・ 指定金融機関等の監査に関すること。 ・ 技術監査に関すること。
【企業会計監査課】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業会計の定期監査及び随時監査の総括並びに決算審査に関すること。 ・ 資金不足比率の審査に関すること。 ・ 財政支援団体等の監査に関すること。 ・ 行政監査に関すること。 ・ 企業会計の例月出納検査に関すること。 ・ 出納取扱金融機関の監査に関すること。

令和5年度 監査のあらまし

令和6年3月発行

編集・発行 **福島県監査委員事務局**

〒960-8681

福島市杉妻町2番16号

福島県庁内郵便局私書箱第24号

TEL(024)521-7585

FAX(024)521-7966

福島県ホームページ（監査委員事務局）

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/63010a/>

（トップページ＞組織でさがす＞監査委員事務局）

